

「江差割」宿泊キャンペーン事業実施要綱
(江差観光コンベンション協会)

(趣旨)

第1条 江差観光コンベンション協会(以下「観光協会」という。)は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、江差町(以下「町」という。)から委託を受け、町内の宿泊施設が料金を割引した場合に交付する支援金(以下「支援金」という。)により、当町を目的とする観光客の増加に資するため、本要綱を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱中の宿泊施設の定義は、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により旅館業(下宿営業を除く。)の許可を受けた施設うち、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」の施設及び、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした施設をいう。

(支援金の対象となる事業者)

第3条 支援金の対象となる事業者は、町内に住所を有する宿泊施設(以下「参加事業者」という。)とし、観光協会に「江差割」宿泊キャンペーン事業に係る「江差割」宿泊キャンペーン事業参加申込書(様式第1号)を提出し、その許可を得た者とする。

2 参加事業者は、前項で定める申込書に、次の各号に掲げる書類を添付し提出しなければならない。

(1)誓約書(様式第2号)

(2)サービスに係る定価表等の書類(料金体系がわかるもの)ほか、「新北海道スタイル安心宣言」の写し

(3)指定口座の通帳等の写し

(支援金の要件)

第4条 本事業は北海道民が利用した宿泊を対象とし、宿泊施設については、北海道(以下「道」という。)が定めた「新北海道スタイル」の構築に向けた取組を実施しているもの(「新北海道スタイル」安心宣言を掲げている施設)に限る。

(支援金の交付)

第5条 参加事業者が受ける支援金は、次の表に掲げる1人あたりの宿泊料金の区分に応じ、同表に定める割引額とし、観光協会が交付する。

区分	1人(人泊)あたりの宿泊料金	割引額
宿泊単品	1,000円～5,999円	1,000円
	6,000円～9,999円	3,000円
	10,000円～14,999円	5,000円
	15,000円～19,999円	7,500円
	20,000円以上	10,000円

- 2 支援金の対象となる期間は、観光協会が町から交付決定を受けた日から予約・販売されたものであり、令和2年8月1日チェックインから令和3年3月31日チェックアウトまでの利用分とする。
- 3 支援金の対象となる宿泊回数に制限は設けないものとする。ただし、連泊者については初日の宿泊分のみを対象とする。
- 4 参加事業者は、前項の規定に関わらず、町が定める本事業予算の範囲内とし、基本的に各施設400泊分を申請の上限とする。ただし、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。
 - (1)感染症により、国又は道、町が外出や往来の自粛要請を行った場合及び外出の抑制の注意喚起を行った場合における該当地域及び期間の宿泊、その地域の道民の利用（別表1の警戒ステージ2-2、2-3及び3）
 - (2)国（GoToキャンペーン）又は道（どうみん割）からの支援等を受け、それと併用して宿泊するもの
 - (3)前号のほか、他の団体等から支援を受け、宿泊者が直接宿泊料を支払わないもの
 - (4)施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
 - (5)その他、観光協会が不相当と認めるもの
（参加事業者の遵守事項）

第6条 参加事業者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1)北海道（以下「道」という。）が定めた「新北海道スタイル」の構築に向けた取組を観光協会とともに周知し、かつ実施していること。
- (2)支援金の交付の対象となる参加事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (3)参加事業者は、前号イからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- (4)参加事業者は、当事業により宿泊及びサービスを利用しようとする者に対し

て、事前に新型コロナウイルス感染症対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。（別表 1 の警戒ステージ 1 及び 2 - 1）

（キャンセルについての取扱）

第 7 条 第 5 条第 4 項第 1 号に該当する場合のキャンセル料は参加事業者の負担とし、宿泊予定者等には求めない。（別表 1 の警戒ステージ 2 - 2、2 - 3 及び 3）
（実績報告）

第 8 条 参加事業者は、月ごとの実績を取りまとめ、翌月 10 日までに次の書類を観光協会に提出しなければならない。

(1) 宿泊実績報告書兼請求書（様式第 3 号）

(2) 支援金申請書（様式第 4 号）

（観光協会からの支援金の交付期限）

第 9 条 観光協会は前条の規定による適正な書類を受理した日から、20 日以内に参加事業者に支援金を指定口座に支払うものとする。

（支援金の交付条件）

第 10 条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本要綱及び町の定める「江差割」宿泊キャンペーン事業支援金交付要綱の規定に従うこと。

(2) 参加事業者は、江差割事業に係る経費について、帳簿及び支援金申請書の写し等証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(3) 参加事業者は、江差割事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しておくこと。

(4) 支援金の対象となる宿泊予約に関しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。

（不正利用の防止について）

第 11 条 参加事業者は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

（雑則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほかは、町が定める「江差割」宿泊キャンペーン事業支援金交付要綱に準ずる。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。

別表

対応内容	警戒 ステージ	「江差割」宿泊キャンペーン事業の運用
江 差 町 で の 注 意 呼 び か け	1	<ul style="list-style-type: none"> ・江差町が地元住民のみならず、旅行者及び事業者に対してもアナウンスをする。 ・HP等を通じ、警戒情報を旅行前に確認し、呼びかけに沿った行動をするよう促す。
知 事 に よ る ア ラ ー ト	2 - 1	<ul style="list-style-type: none"> ○行動制限を伴わないアラート（注意喚起等）の場合 ・HP等を通じ、警戒情報を旅行前に確認し、呼びかけに沿った行動をするよう促す。
	2 - 2	<ul style="list-style-type: none"> ○特定の地域を対象とした行動制限（外出、移動）アラートの場合 ⇒当該地域に在住する道民の利用、所在する施設での利用を原則休止 ・その場合のキャンセル料は施設側の負担とし、利用者に求めない。
	2 - 3	<ul style="list-style-type: none"> ○全道を対象とした行動制限（外出、移動）アラートの場合 ⇒事業全体の休止 ・その場合のキャンセル料は施設側の負担とし、利用者に求めない。
国 に よ る 緊 急 事 態 宣 言	3	<ul style="list-style-type: none"> ⇒事業全体の休止 ・その場合のキャンセル料は施設側の負担とし、利用者に求めない。